

2025/9/3

代表質問（25/9/3 稿、答弁込み）

日本共産党 福田雅彦

I. 生活困窮世帯の状況について

（1）危険な暑さから市民の命を守ることについて

今年夏の日本の平均気温は観測史上最高を更新し、また国内最高気温41.8度を記録するなど、気候変動の影響によるこの暑さは命をも脅かすものになっています。

全国各地で熱中症の恐れが極めて高い状況になっています。

熱中症が最も多く発生するのが、住居（屋内）です。命を守るためにエアコンが欠かせなくなっています。

東京都内で今年6月から7月までの熱中症で搬送後、死亡された方は56人。年齢別では、60歳以上が53人と全体の96%で高齢者が圧倒的です。

エアコンがなかった（5人）、あっても使用してなかった（38人）を合わせて49人で、全体の75%に上ります。

エアコンを利用していない状況での多くの高齢者が亡くなっていることがわかります。

市原市でエアコンが設置されていない世帯がどのくらいあるかを考えました。

そこで生活困窮世帯としてまず、生活保護世帯の状況を知りたく、保健福祉部生活福祉課に問い合わせました。

資料を持ち合わせていないとの回答でした。

一方、他市の状況を調べましたところ、

例えば 広島県福山市。共産党の市議が議会で質問しておりました。

生活保護世帯 4800 世帯（2020 年度）ですが、2024 年 8 月末時点の未設置は全体 243 世帯と報告されています。

これより、市原市でも生活保護世帯数がほぼ 4000 世帯ですので、数百の世帯が未設置ではないかと粗い推計が可能と考えます。

生活保護制度におけるエアコン購入設置のための国の支給要件は厳しすぎます。

エアコン購入のために社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用は可能です。しかし、保証人を立てることや毎月の返済のために生活を切りつめるのは困難な場合が多く、諦めれば酷暑を耐え忍ぶしかありません。

そのため、酷暑から命を救おうと、多くの自治体が独自にエアコン購入・設置において補助制度を住民税非課税世帯を対象に広く実施しています。

例えば、東京都足立区、千葉県流山市、山形県新庄市などは熱中症から市民を守るとして、エアコン購入設置にあたっての助成を行っています。

また、先月8/22に東京都は、高齢者、障害者が省エネ性能のエアコン購入時に助成することを明らかにしました。

本市において、生活困窮者に対して、エアコン購入・設置費の市独自の補助制度が必要と考えます。

質問①

生活保護世帯を含めて住民税非課税世帯等の低所得世帯（生活困窮世帯）を対象としたエアコンの購入、設置費用の助成制度を創設すべきと考えます。見解を伺います。

また、当局が把握可能な生活保護世帯でのエアコン未設置世帯の実態調査を行うべきと考えます。見解を伺います。

<答弁>

生活保護世帯等へのエアコン購入費用の助成等について、お答えをいたします。

はじめに、生活保護世帯等へのエアコン購入費用の助成制度の創設についてお答えをいたします。

厚生労働省は、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」文書を発出しております。

その中で、生活保護世帯におけるエアコン購入に関する基本的な考え方として、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくものであり、保護費のやり繰りによって購入が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用して購入していただくことも可能としております。

一方、特別な事情のある場合の生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いとして、高齢者や小児など、熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合にあって、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、持ち合わせがない場合などに限り、73,000円の範囲内において、エアコン購入費用の支給を可能としております。

のことから、エアコン購入費用に関する取扱いを含め、生活保護制度に
関しましては、保護の実施要領に基づき適切に対応してまいります。

併せて、日ごろのケースワークにおいて、エアコンの購入意向の確認や購
入に向けた家計管理に係る指導助言を行ってまいります。

また、生活に困窮する方への対応につきましては、社会福祉協議会による
生活福祉資金貸付制度をご案内することとなります、エアコン購入に係る
金銭の問題に限らず、その背景に様々な課題をお持ちの方もいらっしゃること
から、「いちはら生活相談サポートセンター」等の相談支援機関につなげ
るなど、丁寧に対応してまいります。

次に、エアコン未設置世帯の実態調査について、お答えをいたします。

エアコンの設置状況の確認につきましては、現在、保護の決定に向けて行
う調査におきまして、ケースワーカーが自宅に伺い、エアコンを含めた生活
用具の有無等の確認を行っているところでございます。

なお、今後、訪問面談の機会などを活用し、すべての保護世帯のエアコン
設置状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

<以上答弁>

今議会小中学校特別教室への空調設置の請負契約に関する追加議案が提出
されました。この酷暑に対応するために迅速に事業を進められていると考え
ます。

同じように酷暑により命に関わる困窮の世帯へのエアコン設置についての
検討を要望します。

各自治体を見ましても上限 10 万円を限度としての事業が多数です。自主
事業として市原市であれば実施できる範囲なのではないでしょうか。

せめて生活保護世帯のエアコン未設置世帯の実態調査を要望します。

生活保護は、さまざまな事情で生活に困った人に対し、憲法25条の生存権保障の理念に基づき、国が生活を保障する制度です。

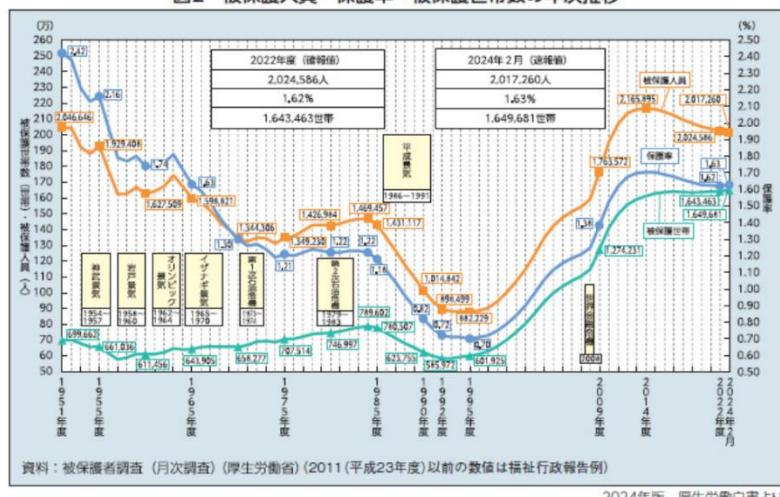
生活保護基準は、非課税限度額など様々な低所得者対策制度と連動しています。基準の引下げは利用者だけの問題ではありません。多くの国民と関わる問題です。

全国の生活保護の保護人員数と保護世帯及び保護率を、戦後まもなくから2024年度までを示すグラフをお配りしました。

オレンジ色で示す保護人員をご覧ください。

- ・戦後復興とともに1970年までの高度成長の期間減少しています。
- ・1970年と80年の2度の石油危機により増加しますが、その後平成景気と呼ばれる景気上昇とともに減少します。
- ・そして、1990年代初頭の景気のバブル崩壊とともに急増します。
- ここまででは、保護人員数は景気の変動に連動していることが分かります。
- ・しかし、2014年をピークに現在まで減少していきます。

図2 被保護人員・保護率・被保護世帯の年次推移



出典：全日本民医連 HP

民医連新聞 2025.05.20

『「生活保護削減は不当」「いのちのとりで裁判」大詰めに全国アクション共同代表 稲葉剛さん聞く』より引用

この生活保護の保護人員数が減少するに合わせて、

2013年より2015年にかけて平均6・5%（最大10%）の生活扶助費を削減した生活保護世帯にとっては大改悪が国によって行われました。

それに抗し、1000人を超す生活保護利用者が、29地域で31の裁判を起こしてたたかわれました。いわゆる「いのちのとりで裁判」と呼ばれています。

6月27日最高裁の判決は、この生活扶助費引き下げ（年間削減額670億円）に対して違法性を認め、減額処分を取り消す判決を言い渡しました。

このように生活扶助費が減額されるなかで、物価は高騰し続け、生活困窮が続いている。

特にこの夏は、命に関わる暑さが続いています。

私が知っている生活保護の方に聞き取りを行いました。

この方はエアコンは大家さんが住居にエアコン設置くれているので助かっていると話されています。

朝起きて、暑くなるまで我慢してエアコンをつけますが、体が冷えると止めます。夜の10時には止めて、冷凍した保冷剤を首や身体に巻いて就寝しています。電気代は月に5千円を超えないようにしています。

電気代を気にして一日中は使えないそうです。

これでは、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されているとは言えないのではないのでしょうか。

質問②

生活保護世帯には冬季加算はありますが、夏季加算はいまだにありません。生活保護費の引き上げと電気料金相当分の夏季加算実施を国に要請することに関して見解を伺います。

また、国の制度化までは市としての経済的支援に関して見解を伺います。

<答弁>

国への要望及び市としての経済的支援についてお答えをいたします。

夏季加算につきましては、全国市長会におきまして、夏季加算の創設について、これまでも継続的に国に対し要請してきたところであり、本年6月にも同様の要請が行われております。

また、物価上昇や消費実態の変化に対応するための措置として、現在、生活保護世帯に対し、臨時の・特例的に生活扶助基準額が加算されている状況にもありますことから、引き続き、国の動向を注視してまいります。

<以上答弁>

<再質問>

国の制度化までは、市としての経済的支援に関しては行わないということか。

<答弁>

生活保護につきましては、国の定める基準等に基づいてやることを基本としていると考えておりますので、さまざまな視点を踏まえまして、国の動向を注視してまいります。

<以上答弁>

この酷暑により昼間の最高温度だけでなく、夜中の最低気温が 25 度を下回らない日である熱帯夜の記録も更新されています。関西では 40 日連続熱帯夜と NHK の報道も先日ありました。

寝苦しい夜に電気代を気にしてエアコンが使えないのでは、先進国と呼べないのではないでしょうか。

国への要請と、市の独自の支援策についてを要望します。

日本弁護士連合会のパンフレット「あなたも使える生活保護」には、

パンフレット「あなたも使える生活保護」

「生活保護を利用するには厳しい条件があつて大変なのでは？」と考える人が多いのですが、本来はとてもシンプルなものです。」とあります。

「厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費」より、あなたの世帯の収入が低ければ、その差額が生活保護費として支給されます。

収入がなければ最低生活費と同額が支給されます。」
とあります。

例えばネットの計算サイトで、「市原市在住 67 歳単身世帯」と入力し算出しますと

生活扶助費 69,530 円、住宅扶助費 41,000 円、合計 110,530 円
収入として国民老齢基礎年金 69,308 円がある場合
110,530 円との差額 41,222 円が受給できます。

一方住民税との関係を見ますと、

年金収入のみの場合は 1,515 千円以下では非課税世帯となります。

さきほどの国民老齢基礎年金の収入のみの場合は、年収約 83 万円ですの
で、非課税世帯です。

多くの非課税世帯は生活保護の対象となると考えられます。

日本弁護士連合会のパンフレット「今、ニッポンの生活保護制度はどうな
っているの？」から、

パンフレット「Q&A いまニッポンの生活保護制度はどうなっているの？」

先進諸外国、ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデンとの比較をし
て、こう述べています。

「日本では人口（1 億 2 千万）の 1.6%（約 200 万人）しか生活保護を利
用しておらず、先進諸外国よりもかなり低い利用率（保護率）です。しか
も、生活保護を利用する資格のある人のうち現に利用している人の割合（捕
捉率）は 2 割程度にすぎません。」とあります。

先進諸国、例えばドイツは保護率 9.7%、捕捉率 65%、フランスは保護率
5.7%、捕捉率 92% 高い保護率と捕捉率です。

利用率・捕捉率の比較（2010年）

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1億2700万人	8177万人	6503万人	6200万人	941万5570人
生活保護利用者数	199万8957人	793万5000人	372万人	574万4640人	42万2320人
利用率	1.6%	9.7%	5.7%	9.27%	4.5%
捕捉率	15.3~18%	64.6%	91.6%	47~90%	82%

（【あけび書房】「生活保護『改革』ここが焦点だ！」（生活保護問題対策全国会議【編】）より）

では、市原市の場合、捕捉率を世帯で考えてみると、

生活保護世帯数は約4100世帯です。

一方住民税非課税世帯数は約28,000世帯です。

前者を後者で割ると14%で、先ほどの日本弁護士連合会パンフ記載の捕捉率2割未満に領かされます。

生活困窮の市民の命と暮らしを守るという行動が求められるのではないで
しょうか。

質問③住民税非課税世帯などの

生活困窮の市民を守るために、生活保護の利用率、捕捉率を
向上させることに対する見解を伺う。

<答弁>

生活保護制度は、生活保護法第2条におきまして法に定める要件を満たす限り、すべての国民が無差別平等に受けることができること、また、4条では、保護の補足性として、利用しうる資産・能力・扶養・他制度の活用が優先されることが規定されています。

さらに同法第7条では、保護を必要とする状態にある「要保護者」、「その扶養義務者」、または「その同居の親族」の申請に基づいて開始するものと規定されているところでございます。

のことから、生活保護の申請に当たっては、法の趣旨を理解していただき、その上で申請するか判断していただくため、まずは面接相談において、制度の丁寧な案内と相談者の生活状況を把握することに努め、相談者の申請権を阻害することがないよう対応しているところでございます。

また、福祉総合相談センターをはじめ、病院や地域包括支援センター等の関係機関との連携を密にし、生活保護を要すると思われる世帯に制度の案内をしていただくとともに、必要に応じて相談につなげていただくなど、重層的な相談体制の下、対応を図っているところでございます。

引き続き、真に生活保護が必要な世帯に対し、支援が行き届くよう取り組んでまいりたいと考えています。

<以上答弁>

議員になって2年間、生活保護の相談を受けていますが、多くの方が過酷な労務環境の中、仕事で怪我をしたり、病気で働けなくなった方です。また、若くても心の病で働けなくなったという方にもお会いしました。

皆さん切実です。生活保護は日本の福祉制度の中で最後のセーフティーネットです。それを昨日させ、市民を救うことが行政の任務ではないでしょうか。

生活保護の利用率、捕捉率を向上させることを要望します。

生活福祉課の相談窓口を訪ねた延べ世帯約2000世帯のうち、生活保護に至った世帯は約5~600世帯です。

残る実相談世帯として約1000世帯は生活保護に至っていません。

その理由について、生活福祉課に尋ねましたところ、提供できる資料を持ち合わせていないということでした。

単位：世帯

年度	延相談世帯数	実相談世帯数	開始世帯数	生活保護に至らなかった世帯数
2	2,040	1,499	558	1,482
3	2,083	1,534	559	1,524
4	2,058	1,543	549	1,509
5	1,745	1,371	530	1,215
6	1,671	1,387	586	1,085

私も含めて議員の皆さんも生活保護の申請のために、同行された経験をおもちと思います。

もし、私などの議員や専門の福祉士の方が同行せずに、お一人で窓口に伺われたら大変な心労がかかるだろうと容易に想像できます。

やっとたどり着いた窓口でいろいろな思いをもちながら、相談した結果、生活保護に至らなかった世帯が約千世帯。この千世帯の方々はその後の生活をどのように営んでおられるかと考えてしまいます。

生活福祉課の担当者の人数も有限で、申請者お一人お一人をフォローできる能力も限定されていると考えます。

そのような状況の中で質問します。

質問④

生活保護に至らなかった理由を集計されていない現状では、保護の手を差し延べる次の行動に繋がらないと考えます。

生活保護に至らなかった理由を集計して、保護につなげる業務改善を行う必要があると考えます。

どのような改善が考えられるか見解を伺います。

<答弁>

生活保護の相談に来られる方は、世帯の事情や状況がそれぞれ異なっておりますことから、生活保護面接相談員が詳細な内容を聞き取り、相談者ごとに把握し対応しているところでございます。

また、生活の不安から複数回にわたり相談に来られる場合もございますことから、継続的な状況の確認や把握も必要となるため、毎回の相談ごとに

『面接記録』を作成しているところでございます。

これにより、相談対応する全職員が内容を共有し、確認できることで、再度、相談に訪れた方が繰り返し同じことを説明することがないよう努めているところでございます。

また、相談の中で状況に変化があった場合には、速やかな対応が図れるようにも取り組んでいるところでございます。

生活保護は、議員、先ほどお話のあった生活に困窮する方の最後のセーフティーネットでありますけれども、生活保護に至る前の段階での支援も重要なことがありますことから、「生活困窮者自立支援事業」とあわせ、重層的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

<以上答弁>

問題点を見出し改善につなげていただけるように要望します。

日本弁護士会のパンフレットによると、

生活保護での自動車の保有は原則認められていませんが、場合によっては自動車を廃車せずに使えるとして5つの場合をあげています。(右図)

例えば、1年程度で再就職が見込める場合や、障害者の通勤・通学などがあります。

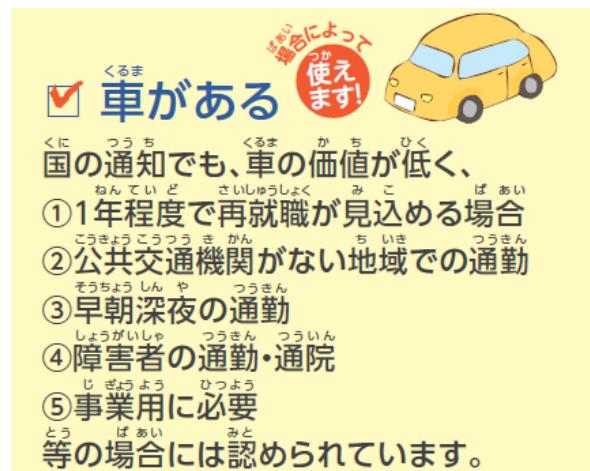
なかでも私が注目した場合として、「公共交通機関がない地域での通勤」があります。

市原市は広い面積で、公共交通機関が十分だととても言えない自治体ではないでしょうか。車がないと生きていけないと皆さんお思いではないでしょうか。

生活保護申請の際に、生活保護を取るか、自動車の保有を取るかで重大な二者選択を相談者は迫られるのではないのでしょうか。

質問⑤

相談者に対して、自動車の保有は認められていないことの原則だけでな



パンフレット「あなたも使える生活保護」より

く、保有を認められている場合について、記載あるいは説明はなされているか。次の2点について伺います。

- ・相談者に配布される「生活保護のしおり」の記載内容
- ・相談窓口での説明内容

<答弁>

自動車の保有の案内について、お答えをさせていただきます。

生活保護制度におきましては、自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、また、その維持費を継続的に必要とすることから、原則として保有は認められておりません。

なお、議員ご紹介のありましたとおり、障害者や、公共交通機関の著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院のために利用する場合で一定の要件を満たす場合に例外的に保有が認められております。

このことから、御質問のリーフレット『生活保護のしおり』の記載におきましては、一定の条件下において運転・保有ができる旨を記載しているところでございます。

また、生活保護の相談の段階において「自動車を保有していると生活保護が受けられない」と誤認することがないよう、生活保護面接相談員が個別の事情等を確認しながら、自動車保有について丁寧に説明を行っているところでございます。

<以上答弁>

<再質問>

自動車の保有について、生活保護のしおりには「公共交通機関がない地域」等で保有できる旨が記載されていないが、保有条件の記載についてどのように考えているか。

<答弁>

先ほど議員からご紹介のありましたとおり、例外的に認められる条件もたくさんございますことから、すべての条件を記載しているところまでは至っておりません。

その辺は相談の説明の中で適切に対応しているところでございます。

<以上答弁>

自動車の保有ができる場合についての説明についての疑問は、私が思っているだけではないのです。生活保護の申請に同行されている福祉士の方と今回お話ををして、窓口の方がもう少し丁寧に説明してもらってはどうかと仰っていました。

市原市の「生活保護のしおり」には資産の活用として資産の中に自動車が入っています。その丁寧な説明となるように改善を要望します。